

K I Z U N A

# 広報



No.91  
2026.1.1

## CONTENTS

- 新年のご挨拶、新年交礼会のご案内  
法人会図書のご案内 ..... 23
- 叙勲・褒章・納税表彰、新入会員のご紹介 ..... 4
- 令和8年度税制改正に関する提言活動 ..... 56
- 租税教室、税に関する絵はがきコンクール、研修会を開催 ..... 7
- 青年部会・女性部会の活動を紹介します ..... 8
- 全法連の税に関するお知らせ ..... 9
- 絵はがきコンクール入賞作品 ..... 10

第16回  
小学生の「税に関する絵はがきコンクール」  
表 彰 式



11月12日(水) 第16回 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」表彰式を開催しました。

発 行 /



公益社団法人 釧路地方法人会

事 務 局 / 釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センタービル2F  
電話41-3355・FAX41-0005

E-mail : khoujin@cocoa.ocn.ne.jp ホームページアドレス <https://www.khousinkai.or.jp>





# 輝かしい新年を迎えて

公益社団法人 釧路地方法人会 会長 天方智順

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、皆様には、当法人会の事業運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国の経済を取り巻く環境は急速に変化しています。国際的な食料やエネルギーの価格高騰に円安が加わり、物価高となって国民生活や産業に大きな影響を与えています。

こうした状況の中で、地域経済の推進役である中小企業の経営環境も厳しさを増しています。少子高齢化と人口減少による慢性的な人手不足、物価上昇を上回る高い賃上げ要請、経営者の高齢化に伴う事業承継問題など、課題は山積しています。

地域経済の活性化を促すためには、中小企業が抱える、こうした課題に対して税財政上のきめ細かな支援が不可欠であり、政策的な後押しが必要です。

さて、当法人会は、昭和58年の社団化以来43年目を迎えます。これまでの法人会活動の歴史を継承し、税を中心とした公益的な幅広い活動を展開しています。

令和8年度税制改正に関する提言では、税・財政改革のあり方として、財政健全化に向けた取り組みや行政改革の徹底、マイナンバー制度の利用拡大促進などを訴えました。また、経済活性化と中小企業対策として、地域経済や雇用の担い手であり日本経済の礎でもある中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求めました。提言は10月16日開催の全国高知大会にて決議され、その実現に向け、地元に

おきましては、役員による釧路市や釧路市議会、地元選出国会議員への提言活動を実施いたしました。

研修事業では、釧路税務署様、税理士会釧路支部様のご支援をいただき、税務大学校や年末調整説明会、決算申告対策セミナーなどを開催し、多くの方にご参加いただきました。

また、税知識の普及・啓発のため、小学生を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」の実施にも取り組みました。

残念ながら、法人会の会員数は依然として減少傾向にありますが、組織基盤の充実強化に向けて、引き続き会員増強運動に取り組んでまいります。

福利厚生制度につきましては、厳しい経営環境の中、会員・役員皆様のご協力により普及勧奨に努めてまいりました。今後も、会員企業の福利厚生制度の充実に向け、受託会社と共に積極的に推進してまいります。

終わりに、法人会は、その理念である「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、税務当局をはじめ関係機関、役員、会員の皆様のお力添えをいただきながら、「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに、これからも活動を充実させてまいります。

今年の干支は「丙午（ひのえうま）」です。丙午の年は「勢いとエネルギーに満ちて、活動的になる」といわれています。

新しい年が会員皆様のご健勝と会員企業の益々のご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

## 新年交礼会のご案内

### 会員企業の皆様へ

釧路地方法人会では、「令和8年新年交礼会」を来る1月22日(木)下記のとおり開催いたします。

つきましては、時節柄何かとお忙しいことと存じますが、会員の皆様お誘いあわせのうえ、多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

- 日 時／令和8年1月22日（木）18：00～
- 場 所／釧路センチュリーキャッスルホテル 2階鶴の間
- 会 費／6,000円（当日会場にて拝受致します）
- 申込み／1月13日（火）までに法人会事務局へ電話かFAXまたはホームページ【今後の予定事業】からお申し込み下さい。

（公社）釧路地方法人会 ホームページ <https://www.khoushinkai.or.jp>  
電話 0154-41-3355 FAX 0154-41-0005





## 新年の御挨拶

釧路税務署長 清水栄作

新年あけましておめでとうございます。

令和8年の年頭に当たり、謹んで御祝いを申し上げます。

天方会長をはじめ、公益社団法人釧路地方法人会の皆様には、日頃より税務行政に対しまして、格別の御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会においては、よき経営者をめざすものの団体として、企業の発展を支援するとともに、国や社会に貢献する組織であり続けるとの理念のもと、税知識の普及や納税意識の高揚並びに地域社会への貢献を積極的に行っており、法人会組織の増強、各種説明会や研修会の開催及び租税教室への講師派遣のほか、税制改正に関する提言など、幅広い活動を展開して来られました。

特に、女性部会主催の「税に関する絵はがきコンクール」については、管内の小学校から毎年たくさんの応募があり、法人会の皆様方が、次世代を担う子供達に向けての租税教育の重要性を認識され、長年にわたり募集活動等を継続してきたことの成果だと思います。また、表彰式では受賞された小学生達が目を輝かせ嬉しそうにしている姿を見ると、改

めて素晴らしいコンクールだと感じました。これまでの皆様の御尽力に対しまして深く感謝申し上げます。

本年も間もなく確定申告の時期を迎えますが、この時期は、多くの国民の皆様に税務行政に接していく機会であることから、納税者サービスの向上に努めつつ、円滑かつ確実な事務処理や期限内収納の確保に取り組むこととしてあります。

法人会の皆様には、昨年に引き続き、e-Taxや法人税・源泉所得税等のキャッシュレス納付の普及、事業者のデジタル化促進に向けた取組への御協力を御願いします。

さて、本年は「丙午（ひのえうま）」の年です。この組み合わせは「勢いとエネルギーに満ちて活動的になる。」という意味を有しているそうです。

私たち国税組織も、この一年間、変わることを恐れずに様々な課題に情熱と活力を持って取り組み、国民の負託に応えていきたいと思います。

結びに、新しい年が公益社団法人釧路地方法人会のますますの御発展と、会員の皆様の御繁栄の年となりますよう、心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 法人会【無料図書】のご案内

お役に立つ小冊子!! ご希望の方には無料で差し上げますので、法人会事務局へ電話かFAXにてお申込み下さい。(電話0154-41-3355、FAX0154-41-0005)

**[無料図書]申込書** 釧路地方法人会 行き FAX 0154-41-0005

住 所 〒

電 話

会 社 名

担当者名

| 図 書 名                      | 内 容          | 申込数   | 図 書 名                     | 内 容          | 申込数   |
|----------------------------|--------------|-------|---------------------------|--------------|-------|
| 令和7年度新設法人のための「会社の税金ガイドブック」 | A4判<br>32ページ | ____冊 | 令和7年度版「会社取引をめぐる税務Q&A」     | A4判<br>32ページ | ____冊 |
| 令和7年版 会社がもらえる「助成金活用のポイント」  | B5判<br>64ページ | ____冊 | 令和7年度版「源泉所得税」実務のポイント      | A4判<br>32ページ | ____冊 |
| 令和7年度「会社の決算・申告の実務」         | B5判<br>64ページ | ____冊 | 令和7年分会社役員のための「確定申告」実務ポイント | A4判<br>32ページ | ____冊 |

# 令和7年度 叙勲・褒章・納税表彰

令和7年度 叙勲・褒章並びに税務行政への功労者として、当会より次の方が受章・受賞されました。  
心から敬意を表しある意を申し上げます。

## ✿春の叙勲

### \*瑞宝章光章・消防功労

有限会社すずき

代表取締役

鈴木勝己様

## ✿秋の褒章

### \*黄綬褒章・業務精励

白崎建設株式会社

代表取締役会長

白崎義章様

## ✿納税表彰

### \*釧路税務署長表彰

理事 中原潤一様

有限会社中原電器商会

## 令和7年 新入会員の紹介

《令和6年12月11日から令和7年12月1日》

(敬称略)

| 会社名              | 代表者    | 住所              |
|------------------|--------|-----------------|
| ヘアーサロン Feel      | 宮崎 寛   | 釧路市昭和中央3-45-11  |
| (株)中谷モータース       | 中谷 英久  | 釧路町木場1-8-9      |
| 紅衣               | 澤山理恵   | 釧路市末広町5-13      |
| NPO法人 グルスの杜あかん   | 小野寺 俊  | 釧路市阿寒町富士見3-9-12 |
| 釧路道路整備協同組合       | 澤田 雅仁  | 釧路市双葉町1-6       |
| 摩周FORWARD(株)     | 田中朋也   | 弟子屈町湯の島2-8-27   |
| (株)ドリームハウス企画     | 高山 英司  | 釧路市大楽毛西1-3-9    |
| (株)ヴィプラント        | 孟 相業   | 白糠町東2条南2-1-31   |
| ナイトイン稀々          | 鬼頭 まゆみ | 釧路市米町2-3-24     |
| (有)光翔建設工業        | 高橋 哲矢  | 釧路市文苑2-43-14    |
| (株)アヴニール         | 鈴木 真司  | 釧路市文苑1-18-10    |
| (一社)あいけあ         | 合林 拓郎  | 釧路市大川町7-10      |
| (一社)太陽とひまわり      | 森脇 由美子 | 釧路市旭町30-13      |
| 住乃設工業            | 阿部 憲   | 釧路市昭和中央6-2-19   |
| (株)参久            | 後藤 公貴  | 釧路市末広町2-23      |
| (株)Nベース          | 鳴海 敦夫  | 釧路市新野24-1046    |
| (株)リライト          | 村上 龍   | 釧路市柏木町10-10     |
| (株)LUFF          | 沼田 倫江  | 釧路市興津2-36-10    |
| (株)レイズ           | 村上 陽   | 釧路市興津5-12-16    |
| Team dynamics(株) | 山崎 雅弘  | 釧路市昭和町3-16-6    |

# 10月16日（公財）全国法人会総連合の全国大会高知大会にて 「令和8年度税制改正に関する提言」を決議

法人会の重要な事業である令和8年度税制改正に関する提言事項が、去る10月16日開催の（公財）全国法人会総連合の全国大会高知大会にて下記提言（要約）のとおり会員の総意として決議されました。

当法人会では、この大会決議を受けて地元選出国会議員をはじめとして、去る11月21日には、天方智順会長をはじめ副会長、副税制委員長が揃って「令和8年度税制改正に関する提言書」を鶴間秀典釧路市長、畠中優周市議会議長にそれぞれ提出し、この提言の実現に向けての協力をお願いしました。



〈第41回法人会全国大会高知大会で決議〉



〈鶴間市長・畠中議長への税制改正提言活動〉

## 令和8年度 税制改正に関する提言（要約）

### 《基本的な課題》

#### I. 税・財政改革のあり方

・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

#### 1. 財政健全化に向けて

・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

(1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

(2) 「こども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保障料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻り出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

(1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

(2) 公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響す

るテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

(4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。

(5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

#### 3. 行政改革の徹底等

・国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大刀な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。

(3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。

(4) 官業に対してP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

#### 4.マイナンバー制度について

・政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務の

- コストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。
- ・マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
- ・マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

## 5. 今後の税制改革のあり方

### II. 経済活性化と中小企業対策

- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

#### (1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

#### (2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以來、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。

#### (3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

#### (4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

#### (5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

#### (6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担・納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

### 2. 事業承継税制の拡充

#### (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

#### (2) 取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

#### (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

### 3. 消費税への対応

- （1）課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- （2）免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- （3）小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- （4）消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

### III. 地方のあり方

・地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

（1）地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。

（2）地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。

（3）ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

### IV. 自然災害への対応

・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

### V. その他

1. 紳税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 税制教育の充実

（提言書の全文は、全法連HP税の提言活動ページからダウンロード可能）



# 租税教室、税に関する絵はがきコンクール、研修会を開催

## 租税教室、釧路管内の小学校で開催

釧路地方法人会（部会、支部）では、6月～翌年2月にかけて釧路管内の小学校で租税教室を開催しております。管内の小学校では、各支部が各自治体と協力して実施しており、白糠、標茶、弟子屈、厚岸、浜中の各支部で開催済みです。釧路市内の清明小（4/22）、共栄小（6/3）では、「税の仕組み」などを学習した後、部会役員が児童に「税に関するクイズ」を出題して、「税」についての学習を行っています。



1億円の重さにビックリ（清明小学校）



税のウルトラクイズに挑戦！（共栄小学校）

## 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」を開催

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」は法人会女性部会の全国組織での継続事業として、今回で第16回目の開催となりました。

釧路管内25校から応募があった194点の作品の中から最優秀賞1点、釧路税務署長賞1点、優秀賞5点、奨励賞10点の入選作品を選考しました。去る11月12日には「税を考える週間」事業に協賛して絵はがきコンクール表彰式を開催し、田中女性部会長・清水釧路税務署長から賞状と記念品を贈りました。また、受賞作品が印刷された釧路税務署作製の名刺が入選者全員に贈られ、女性部会長、天方会長、税務署長の3人と名刺交換を体験しました。



最優秀賞を受賞した佐々木椿紗さん



初めての名刺交換に少し緊張

## 税知識の普及や地域企業の健全な発展に向け研修会を開催

公益目的事業である研修会は、今年度は、決算法人説明会（決算申告対策セミナー）、税務大学校、労働関連法規改正セミナー、年末調整説明会、合同部会研修会（健康セミナー）など、釧路税務署、税理士会釧路支部のご支援をいただきながら開催し、多くの会員の皆様にご参加いただきました。



〈11月27日（木）年末調整説明会（135名参加）〉

# 青年部会・女性部会の活動を紹介します

## ■ 青年部会・女性部会合同研修会の取り組み

青年部会・女性部会は、次世代を担う若手経営者・幹部、女性経営者として法人会活動の推進に取り組んでいます。「合同研修会」は、会員の資質向上と相互の交流を深めるため毎年実施しています。令和7年度は教養・経済・健康をテーマに3回の合同研修会を実施し、研鑽に励みました。

### 【教養】未来を支える子供たちへ～租税教室の大切さを知る～

離島や過疎地の小学生向けにリモート授業を実施するなど租税教室の先進的な取り組みを行っている、札幌東法人会青年部会の池田靖子部会長ほか2名の役員を講師にお迎えし、7月23日（水）に合同研修会を開催しました。

租税教室の大切さを再認識し、今後の租税教育活動推進への決意を新たにしました。



札幌東法人会青年部会の皆さん

### 【経済】“Cool Stay 釧路”について

釧路商工会議所創立100周年記念事業の一環として展開している“Cool Stay 釧路”は、釧路の「涼しい夏」を全国に発信し、観光・滞在需要を創出することを目指しています。

8月25日（月）に開催した合同研修会では、この“Cool Stay 釧路”が及ぼす地域経済への波及効果等について学習しました。

釧路の涼しさは、単なる気候資源ではなく、地域の未来を支える経済資源であることを認識しました。



岸壁炉ばたで“Cool Stay 釧路”を体感

### 【健康】モルック

モルックは、フィンランド発祥のアウトドアスポーツで、子どもから大人まで誰でも一緒に楽しめる新感覚のスポーツとして人気が広がっています。

9月11日（木）に開催した合同研修会では、実際にモルックを体験することでその魅力を実感し、モルックを活用した観光や産業の振興の可能性について理解を深めました。



モルック体験

## ■ 会員募集中！！

青年部会・女性部会では、会員を募集しています。

法人会会員企業の方であれば、役職問わず入会できます。（青年部会は入会時年齢50歳まで）

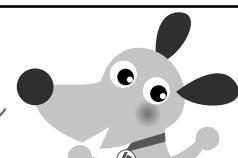
業種を越えた仲間をつくり、仲間とともに研鑽を積み、企業の健全な発展に貢献しましょう！

★詳しくは法人会ホームページをご覧ください。

### キャッシュレス納付をご利用ください

国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、  
大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

簡単・  
便利



#### ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。  
利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。



#### 振替納付

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。  
申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。



#### インターネット バンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。

#### クレジットカード 納付

インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。  
※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

#### スマホアプリ 納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。  
納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。



法人会

法人会は  
「キャッシュレス納付」の  
推進に協力しています。

さらに詳しくはWEBへ  
キャッシュレス納付 検索

## ＼消費税の期限内納付を忘れずに。／

消費税には  
申告・納付期限<sup>(※1)</sup>  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

確定申告書等作成コーナーで  
手軽に申告書が  
作成できます。



- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。<sup>(※2)</sup>
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ◆ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例<sup>(※4)</sup>があります。

法人会

さらに詳しくはWEBへ  
納税に関する総合案内



## 期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

| 直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※3)</sup> | 申告・納付回数                                |
|--------------------------------|--|
| 4,800万円超                       | 年12回<br>(確定申告1回、中間申告11回)               |
| 400万円超<br>4,800万円以下            | 年4回<br>(確定申告1回、中間申告3回)                 |
| 48万円超<br>400万円以下               | 年2回<br>(確定申告1回、中間申告1回)                 |
| 48万円以下                         | 年1回<br>(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup> |

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行なう必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合は、自動的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶豫が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

国税電子申告・  
納税システム

電子申告で効率UP!

納税には  
ダイレクト納付が  
便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

～確定申告はご自宅から  
マイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等のデータが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。

※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

作成コーナーはこちら [マイナポータル連携の詳細ははこちら](#)



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするところのメリットが！

添付書類の  
提出書類の  
提出省略<sup>(注)</sup>

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ



# 令和7年度 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品



佐々木 椿紗さん  
(北海道教育大学附属釧路義務教育学校前期課程6年)



田中 小晴さん  
(釧路市立湖畔小学校6年)

## 優秀賞



山本 葵さん  
(湖畔小6年)



木村 美彩さん  
(昭和小5年)



阿部 由奈さん  
(湖畔小6年)



村本 莉衣奈さん  
(共栄小6年)



長尾 花凜さん  
(附属前期6年)

## 奨励賞



松井 萌愛さん  
(鶴居小6年)



稻辺 未和さん  
(真龍小6年)



菊地 栄花さん  
(湖畔小6年)



辻本 涼子さん  
(鶴居小6年)



木田 愛莉さん  
(釧路小6年)



宝輪 萌咲さん  
(美原小5年)



水島 果乃さん  
(武佐小6年)



植竹 淳さん  
(鶴居小6年)



田村 菜月さん  
(鶴居小6年)



須藤 結衣さん  
(青葉小6年)